

春木育美・吉田美智子 『移民大国化する韓国 労働・家族・ジェンダーの視点から』

明石書店、2022 年

はじめに

1990 年代までの韓国は、日本の後を追う形で経済発展を成し遂げ、消費社会となり、先進国として肩を並べるようになった。評者が韓国に留学していた 2000 年代においても、学校教育でのいじめや不登校問題、ニート・引きこもり問題も日本が先に進んでおり、日本の事例を観察するために韓国の研究者がよく日本を訪れていた。だが、昨今の韓国社会は急激な変化とともに、日本よりも先に様々な課題に直面している。代表的な例が、歯止めがかからない少子化問題であろう。日韓ともに合計出生率は徐々に低下し、2015 年は日本 1.45、韓国は 1.24 であったが、2022 年には日本の 1.26 に対し、韓国は 0.78 となり衝撃が走った。こうした背景から、韓国では 2000 年以降「少子高齢化」への対策として、外国人労働者を積極的に受け入れてきた。

『移民大国化する韓国―労働・家族・ジェンダーの観点から』（明石書店）は、1990 年代以降、韓国における外国人受け入れの成果と課題を分析・考察したものである。韓国では IMF 経済危機以降、国家戦略として大衆文化や IT 産業育成へのシフトとともに、従来の一次、二次産業での労働力不足を解消するため外国人の受け入れをトップダウン式に推進し、試行錯誤を重ねてきた。2004 年には「雇用許可制」を導入し、非熟練外国人労働者を安定的に受け入れる政策転換に踏み切り、韓国語教育に力を入れ、様々な社会統合政策を推進してきた。本書は、少子高齢化が加速化する中で、未だに外国人受け入れ政策が後手後手になっている日本社会にヒントを与える良いレファレンスになるといえる。以下、本書評では章立てに沿って

本書の構成・内容を整理し、最後に幾つかの課題を提示する。

本書の構成・内容

本書には、外国人労働者から移住女性に至るまで幅広い雇用形態で働き、家族を養うために奮闘する外国人の様相が描かれている。日本の場合、主に東南アジアからの外国人労働者が多数を占めているものの、韓国の場合、それに加え、ロシアの高麗人、中国の朝鮮族など韓国・朝鮮にルーツをもつ移民（在外同胞）が多いことが一つの特徴である。移民社会として韓国社会のもう一つの特徴は、嫁の来手がない地方の結婚適齢期を超えている男性と結婚をする「移民女性」の存在である。本書のサブタイトルに「ジェンダー」が入っているが、彼女たちは意図せず韓国の「少子高齢化」対策の一役を担うことになったといえる。外国人定住者の数が増えただけではなく、様々な在留資格を持ち、韓国社会の至る所で暮らしている外国人の生き様を読みすすめていく中で、韓国社会はまさに移民大国になっていることが実感できる。以下、各章ごとの内容と論点を確認する。

第 1 章「非熟練外国人労働者から高度人材まで」では、様々な現場で働く外国人労働者への支援や教育、「雇用許可制（EPS）」の課題に言及する。外国人労働者政策は、人権弁護士と呼ばれたノ・ムヒョン政権期に大きく変わり、その一つが日本からヒントを得て 1993 年から導入した「産業研修生制度」を 2004 年度から「雇用許可制（EPS）」へ変更したことである。従来の「産業研修生制度」では、外国人労働者は一般の労働者としての権利を持っていなかったため、低賃金労働搾取や人権

侵害の対象になっていた。「雇用許可制」では、外国人労働者も雇用主と契約を結び、いくつか制限があるものの、労働者として権利が保障でき、2004～2018年まで延べ約70万人の外国人労働者を受け入れてきた。さらに、2018年度からは新たな在留制度として「外国人熟練技能点数制ビザ」が導入された。「雇用許可制（EPS）」では在留期間が最大4年と制限されていたが、「点数制ビザ」では、経歴や熟練度、韓国語能力などで一定の点数を超えれば、在留期間を延ばし、引き続き韓国で働くことができるのである。一方、外国人労働者の支援に関しては、キリスト教系の団体が積極的に支援してきたことも注目すべき点である。外国人労働者を積極的にサポートする背景には、「外国人が社会にうまく適応し、問題なく在留期間を過ごすことが韓国人にとっても利益になる」という考えがベースにあるとされる。

第2章「韓国系外国人」では、最大の移民集団である朝鮮族と高麗人の苦難に言及する。1992年の中韓国交正常化により、農村部では朝鮮族女性と韓国男性の国際結婚が急増した。血のつながりを重視し、韓国系外国人を有力な人的資源という名目で導入した「在外同胞ビザ」は、労働力不足の補填策として転用するようになった。韓国では専門職に就く女性の比率が高く、家事と育児、介護の担い手は、（血のつながりのある）「海外同胞」の朝鮮族にほぼ限定され、彼女たちの労働は「再生産領域のグローバル化」につながっている。一方、旧ソ連時代の1930年代、中央アジアに強制移住させられた高麗人はウズベキスタンとカザフスタンに分かれ住んでいたが、「訪問就労ビザ」と「在外同胞ビザ」の導入からウズベキスタン出身者が多く見られる。

第3章「華僑と留学生、そして難民」では、異なる対象を扱っているが、国籍、ジェンダーによる差別という観点からアプローチする。「在韓華僑」の場合、国籍は「台湾」であり、法的地位は「長期滞在外国人」となる。華僑家庭の中には、母親が韓国人で、父親が外国籍の場合、子どもに韓国籍が付与されず、保育費、児童手当、無償給食も対象外となり、父系血統主義によるジェンダー差別を受けている。一方、2004年以降、韓国は国

策として「留学生増加プロジェクト」を打ち出し、2010年までに国際社会における韓国の地位向上を図る目標をかかげ、大学の国際化を推し進めた。その結果、外国人留学生の数が飛躍的に増え、彼らは韓国社会の一員となり、韓国が「移民社会」である一つの指標となった。ところで、韓国は難民条約に加盟しているものの、難民の受け入れに厳しい国として知られている。問題は、若い世代ほど受け入れに不寛容な傾向がみられることから、今後も韓国社会において難民の受け入れはより困難になるのではないかと予想される。中東出身でイスラム教徒である外国人への嫌悪感や偏見、治安悪化の懸念等がその理由とされる。

第4章は「結婚移民」に言及する。農村部における未婚男性の高齢化が進む中で、中国やベトナムの女性らが歳の離れた男性と結婚する結婚移民が急増し、「多文化家族支援法」が制定された。この法律には「専門性を持つ人材育成のためのバイリンガル教育」「高齢の夫を支えるための女性の就業支援」「多文化教育」などが含まれ、小学校でも国際結婚家庭の子どもを支援する様々な支援策が作られた。また、結婚移民女性はCMやメディアなどで「すっかり韓国人になった女性」として表象されるようになった一方、両親が韓国人の家庭と外国にルーツを持つ家庭の間には、子どもの学習能力に深刻な格差があり、社会問題として浮上した。学歴社会である韓国では、韓国人の両親は大卒の場合が多くみられるが、農村部の国際結婚家庭では母親の多くが中卒で、韓国語の駆使にも問題があり、子どもの学力格差をどう埋めるかが課題となっている。

第5章は、外国につながりを持つ多様な子どもたちをめぐる問題に言及する。2000年以降、結婚移民者と国際結婚家庭の子どもたちの支援策は国策となり、学校の教科書からも「単一民族」から「多民族・多文化社会」へと変更された。だが、子どもの国籍付与に関しては、血統主義による国籍制度をとるため、同じ「血統」とみなした韓国系外国人には特別枠での滞在資格を付与するが、韓国というルーツを持ってない子どもには厳しい。2011年に「韓国広告大賞」を受賞したCMとして、「私の夢は大韓民国の国家代表、サッカー選手で

す」「私の夢はロケット科学者です」など多文化家庭に対して「高度人材たれ」と強調する雰囲気が見られたものの、国際結婚家庭の大学進学率は40.5%であり、全体の71.5%に比べて著しく低いと指摘する。

第6章は、排外主義の高まりについて言及する。2000年以降、結婚移民者に対する「国民基礎生活保障法」「ひとり親家族支援法」などが適用されてきたが、こうした状況に対し、韓国人のひとり親家庭に対する支援や関連予算の乏しさや、「多文化家族支援センター」はあるのになぜ「ひとり親家族支援センター」はないのかといった主張がなされはじめた。中でも、2014年当時の与党セヌリ党の比例代表候補として当選したフィリピン出身のイ・ジャスミンさんに対し、韓国人家庭よりも優遇されていると、弱者から強者になった彼女に対する攻撃がなされた。

2000年以降、外国人労働者や移民女性に対し様々な権利が与えられていく中で、外国人、難民に対するレイシズムや葛藤が露わになり、相対的剥奪感を抱く韓国人が増え続けている。排外主義やヘイトスピーチが深刻化する中、2020年度「包括的差別禁止法」の制定に「賛成」の世論が88.5%に上った。法案は、国家や地方自治体の責務として差別を予防・是正することを求めているものの、プロテスタント系保守団体などから性的・宗教的マイノリティーへの権利を保障することへの不満と不安の声が出ており、今後法制定阻止の動きがより激しくなることが予想される。

本書は章立ての合間に、移民政策の課題や専門用語に関するコラムとともに、労働者や移民女性の声、また外国人労働者を支援するセンターの職員や専門分野として関わりのある大学教授などの貴重なインタビューが掲載されている。特に印象的だったのは、韓国社会にスムーズに定住できるように支援するとともに、帰国後も見据えた形で社会統合プログラムを積極的にサポートすることであった。外国人労働者や移民女性に対し、雇用に関するサポートのみならず韓国語教育や社会・文化理解のための社会統合プログラムを通じて、送り出し側と受け入れる側の「Win-Win」体制の構築を行っている。聖公会大学のヤン・ギホ教授

は、こうしたシステムの構築の背景には、何よりも民主化運動にかかわった人権NGOが多く、外国人労働者が置かれている状況を深刻な人権問題として取り上げられているという。「外国人労働者」「移民女性」に対する「搾取」ではなく、「投資」を行って関係性を構築することが、結果的に少子高齢化問題を解決する方向性につながっていくといえる。

本書の意義と課題

本書は膨大な資料とデータ、インタビュー調査等に基づき、多角的な視点から移民大国としての韓国社会について、外国人労働者、結婚移民女性、そして外国につながる持つ多様な子どもたちという3つの対象に加え、華僑や韓国系外国人、そして難民（問題）を扱い、多文化社会における共生の可能性と課題について分析と考察を行った研究書である。本書を完成させるまでには、長期間にわたるフィールドワークと文献調査がその背景にあるといえ、一冊の本としてまとめるまでには多大な時間と労力がかかったものといえる。評者自身も多くのことを学ぶことができたが、本節ではいくつか疑問をもった点を中心に議論する。

第1に、本の構成（章立て）と執筆の意図についてである。先述のとおり、本書は「労働」「家族」「ジェンダー」という三つの観点から外国人労働者や移民女性の現状と課題について考察した内容であるが、全体を通して気になった点は、本書の執筆に至った経緯、フィールドワークの過程および本書の構成、すなわち目次の流れに対する言及、さらに、（日本の）読者に対するメッセージなどが見当たらないことである。「はじめに」に、「なぜこのテーマを共同研究で行うことになったのか」「何を基準に章立てを行ったのか」などについての言及や、「昨今の外国人労働者政策」「移民大国化する韓国」「なぜ外国人居住者が急増したのか」の順序で書かれている内容が、誰の視点から書かれているのか、もう少し説明があったほうがよかったのではないか。

第2に、外国人が韓国や日本に移動・移住することを「移民」という用語で扱うようになったのはつい最近のことであり、学術書や新聞記事など

では積極的に使っているものの、一般市民の間では認知度がまだ低いのではないかと考える。すなわち、韓国や日本の市民にとって、韓国や日本は移民を受け入れる国ではないという認識があるのではないか。一方、韓国ではなぜか「移民」より「移住労働者」「移住女性」など「移住」という言葉が定着しているといえる。日本語の研究論文等にも「結婚移住女性」が使用されるケースが多く見られる。事実、本書では「韓国政府は移民の受け入れに舵を切ったわけではなく、各省庁が推進する政策の公式名称は『外国人政策』となっているものの、『移民庁』の新設を求める声が上がっており、本格的な議論はこれからだ (p. 23)」と政策と言葉の隔たりを指摘しているが、なぜか「移住」と「移民」を区別せずに、「移住女性 (이주여성)」の場合も説明がないまま「移民女性」と表記している。韓国ではなぜ「移住」という言葉が定着するようになったのか、その経緯などももう少し説明する必要があるのではないだろうか。

日本、韓国ともに海外からの労働者の受け入れに関しては、特に政府レベルにおいて「外国人労働者」と称し、「移民」という言葉を極力さける傾向が見られる。家族同伴が禁止されている背景も、あくまでの労働力供給のみを求め、生活の営みや家族形成を含めた「移民」という言葉は研究者や学者を除き、メディアでもほとんど使用されていない。その背景には、日韓ともに「単一民族神話」が社会の根底にあり、それを前提とした社会統合政策を行っているゆえである。時代の変化とともに、言葉の定義も変化するのが常であるが、まだ一般市民の間には合意形成がなされていない状況といえる。ところで、韓国ですでに定着している「移住」という言葉は、「移民」という言葉を避けるためなのか、もしくは異なる文化圏に移り住むようになった人々のその「居住」の権利をまずサポートするという観点から使うようになったのか、もう少し検討する必要があるのではないかとと思われる。

第3に、韓国の場合、政府が主導する形で「外

国人労働者」「移民女性」「多文化政策」が積極的に行われてきた点と関連し、日本での外国人労働者問題の現状との比較や日本の移民政策への提案等もあれば、日本の読者に国内の移民問題をより深く考える機会につながるのではないかと考える。昨今ケースの中で誰もが思い浮かべるのが、名古屋出入国在留管理局で2年前に亡くなったスリランカ人のウィシュマ・サングマリさん (33歳) であろう。ウィシュマさんの死因は、入管で餓死状態にあるにもかかわらず、職員は緊急入院等の対応もしなかった結果、死亡した。なお名古屋入管では、2007年以降入管施設内で18名の被收容者が亡くなっている。入館の目的は外国人の管理であり、外国人への恐怖と敵視を背景としている。遺族らが名古屋入管長から説明を受けたが、局長からの謝罪の言葉はなかったという (指宿 2023: 29)。本書における韓国の事例を通して、日本の外国人労働者・移民政策の改善が求められているといえる。

永吉 (2020: 4) によると、移民の一つの定義として「永住を意図して移り住んだ人」があるが、昨今は国を超えた移動を繰り返し行っている人も少なくないため、「生まれた国から一時的なものも含め、ほかの国に移り住んだ人」を指す用語として用いている。いずれにしても、近代の「国民国家」という幻想は、数多くの人びとの移動により、ますますその境界線自体が曖昧になっている。「国民」「移民」「難民」というネーミングを越え、グローバルかつ普遍的な人権意識という観点に基づくコミュニティの形成が今後必要とされるのではないだろうか。

(福島みのり 名古屋外国語大学)

〈参考文献〉

- 永吉希久子 2020. 『移民と日本社会』中公新書。
指宿昭一 2023. 「ウィシュマさん死亡事件」(加藤丈太郎 編著『入管の解体と移民庁の創設』明石書店、pp. 23-34.)。
宮島高 2022. 『「移民国家」としての日本—共生への展望』岩波新書。